

24川建計企第312号
平成24年12月21日

川崎市環境審議会
会長 進士 五十八 様

川崎市長 阿部 孝夫



川崎市における緑地総合評価の見直しについて（諮問）

川崎市環境基本条例（平成3年川崎市条例第28号）第13条第2項第2号の規定に基づき、標記の件について、貴審議会の御意見を伺います。

（諮問の趣旨）

本市では、平成14年11月「川崎市における新たな緑地保全方策について」当時の環境保全審議会からの答申により、保全すべき緑地の優先順位を明らかにした緑地の総合評価を作成し、その運用により緑地保全施策を積極的に進めてまいりました。

その結果、法による「特別緑地保全地区」の指定や条例による「緑の保全地域」の指定などの緑地保全実績は、答申時から平成23年度までの9年間で、約92haを保全するに至っております。

しかしながら、首都圏内の好立地にあり、大半が市街化区域の本市では、依然として土地需要が旺盛であり、土地所有者の相続問題などに伴い樹林地が減少しており、1,000㎡以上の樹林地は市域面積の4.4%を切った状況となり、さらなる緑地保全の取組の強化が求められております。

このため、緑地総合評価の作成から10年目をむかえ、この間の社会情勢の変化を踏まえ、生物多様性の保全や地球温暖化対策、安全安心など、新たな視点から、「緑地総合評価」の評価項目などを見直してまいりたいと考えております。

つきましては、評価の見直しに当たりまして、貴審議会の専門的かつ幅広い見地からの御意見を伺うものです。

（建設緑政局緑政部緑政課）

電話044-200-2379